入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和元年１０月２５日

東広島市長　髙垣 廣德

1　入札に付する事項

（1）	物品・委託役務の名称	令和元年度東広島市被保護者レセプト調査・分析等業務
（2）	物品・委託役務管理番号	13310042
（3）	物品委託役務内容	東広島市で生活保護を受給している者の医療・健康等情報を調査・分析し、その健康課題を把握するとともに医療扶助適正化を図るもの。
（4）	納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和２年　3月２３日まで
（5）	納入・履行（就業）場所	受注者所在地
（6）	予定価格	非公表
（7）	最低制限価格	なし
（8）	入札方式	一般競争入札
（9）	入札区分	紙入札
(10)	使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11)	契約種別	総価契約
(12)	収入印紙	要

2　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次のいずれか 情報処理＞データ処理 調査・計画＞各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	次のすべて ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「ＪＩＰＤＥＣ」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 ・ＪＩＰＤＥＣから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度の認証を取得していること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	令和元年度又は過去10年度の間に地方自治体における医療費等の分析及び効果測定の実績があること（実績にはレセプト点検業務を含めない）。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3　その他の入札条件

なし

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和元年１０月２５日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	令和元年１０月２５日～ 令和元年１１月１５日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：　無
ウ	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和元年１０月２５日～ 令和元年１１月　１日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部　社会福祉課 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館２階） 電話番号　082-420-0405　　／ファックス番号　082-423-8065 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和元年１１月　７日～ 令和元年１１月１５日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和元年１１月１３日～ 令和元年１１月１４日	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和元年１１月１５日 午前１０時５０分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求める。

本案件は、落札候補者が令和元年１１月１８日　午後 5時１５分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（○印）	備考
ア	入札参加資格要件確認申請書	○	様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書	○	
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他	○	履行実績調書（様式は本公告を掲載したﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞできる）

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

（３）提出期限　令和元年１１月１８日　午後 5時１５分

（４）提出先　　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

（５）その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

令和元年度東広島市被保護者レセプト調査・分析等業務仕様書

第１　業務名称

令和元年度東広島市被保護者レセプト調査・分析等業務

第２　業務目的

東広島市において生活保護を受給している者（以下「被保護者」という。）に係るレセプトデータ（以下「レセプト」という。）を基に、現状の医療・健康状態等の情報を調査・分析し、医療扶助適正化に係る課題と被保護者の健康課題を把握する。

また、東広島市が上記課題に対する事業方針を策定した後、被保護者をリスクに応じて階層化し、適正受診・健診受診勧奨等を行うリストを作成し、医療扶助の適正化及び被保護者の健康管理に資するものとする。

第３　履行場所

受注者所在地

第４　履行期間

契約締結日の翌日から令和２年３月２３日まで

第５　業務内容

１　レセプト等の調査・分析

発注者が提供するレセプト等により次の調査・分析等を行い、その結果を示した任意の報告書を提出する。

(1) レセプトによる保健指導対象者群分析

生活習慣病に係るレセプトの有無を判定し、被保護者のグループ化を行い分析する。またそれぞれのグループの人数及び一人当たりの医療費を算出する。

(2) 生活習慣病治療中断者に係る分析

かつて生活習慣病の治療を受けていたにもかかわらず、一定期間、医療機関受診が確認できない生活習慣病治療中断者について、より効果が高く効率が良い保健事業とするために、優先順位をつけた対象者抽出を行う。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防に係る分析

人工透析患者については、血液透析だけではなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出する。また、糖尿病患者については、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、糖尿病の病期階層化を行うとともに、費用対効果の高い層から順に保健指導対象者を階層化する。糖尿病の病期階層化は、対象を健康診査の検査結果のある被保護者だけに限定せず、より多くの被保護者を対象とするために、レセプトを分析し、傷病名や診療行為・投薬の状況から判断して行うことで、健康診

査の未受診者からも対象者を抽出する。

(4) 脳梗塞の発症予防・再発予防に係る分析

脳卒中、心筋梗塞における疾病別の医療費、患者数を分析する。

(5) 受診行動適正化に係る分析

重複受診、頻回受診、重複服薬の患者について、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析する。また、保健事業の効果的な実施のために、患者の個々の状態（分析期間における診療履歴）を分析し、費用対効果の高い層から順に対象者を階層化する。

(6) 後発医薬品普及率

分析対象期間の月ごとの後発医薬品普及率を金額ベース及び数量ベースで算出する。

(7) COPDに係る分析

COPD（慢性閉塞性肺疾患）における医療費、患者数を分析する。

(8) 指定難病に係る分析

指定難病に該当する傷病名が記載されているレセプトの医療費について分析する。

(9) 精神疾患患者退院促進に係る分析

医療扶助による長期入院患者のうち、精神疾患における退院促進の対象となる可能性がある患者の医療費、患者数を分析する。

(10) 自立支援医療（精神通院）に係る分析

自立支援医療（精神通院）に該当する傷病名が記載されているレセプトの医療費について分析する。

(11) 薬剤併用禁忌に係る分析

薬剤併用禁忌の発生状況を明らかにし、薬剤併用禁忌に該当する対象者を抽出する。

(12) 服薬情報通知に係る分析

服薬状況を把握し適切な服薬を促すことを目的に、長期多剤服薬者の特定を行う。

(13) ロコモティブシンドロームに係る分析

ロコモティブシンドロームの原因疾患における医療費、患者数を分析する。

(14) 基礎統計

被保護者数、レセプト件数、医療費、患者数等の本市における医療費の全体像を明確にする。

(15) 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析する。

(16) 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（１２１ 分類）」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にする。

２　対象者リストの作成

発注者が提供するレセプト等を基に必要な分析・解析を行い、次の資料を作成するとともに、ケースワーカー等が行う指導等の効果を分析するものとする。効果測定については、期間、測定方法等受注者と別途協議するものとする。

また、このリストについては、発注者が加工可能な表形式のデータ（EXCEL等）で提供し、リストには少なくともケース番号・公費受給者番号・被保護者氏名・性別・生年月日・年齢・診療年月・病名・入院外来種別・医療機関コード・医療機関名・難病外来指導管理料・診療実日数・合計点数の項目を備えるものとする。

(1) 指定難病対象者リスト

発注者が指示するレセプトにより、令和元年７月１日現在の指定難病（※１）の対象となりうる対象者を選定しリストを作成する。

なお、難病に紐づく医療費については、難病の治療に分類される医療費（投薬含む）のみを表示する。

※１　指定難病は、令和元年７月１日現在で３３３の疾病が指定されている。

(2) 自立支援医療（精神通院）リスト

発注者が指示するレセプトにより、自立支援医療（精神通院）（※２）の対象者を選定し次の項目を含むリストを作成する。

なお、自立支援医療（精神通院）に紐づく医療費については、自立支援医療（精神通院）の治療に分類される医療費（投薬含む）のみを表示する。

※２　自立支援医療（精神通院）の対象となる精神疾患（ICD10コード）

ア　病状性を含む器質性精神障害(F0)

イ　精神作用物質使用による精神及び行動の障害(F1)

ウ　統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害(F2)

エ　気分障害(F3)

オ　てんかん(G40)

カ　神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害(F4)

キ　生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群(F5)

ク　成人の人格及び行動の障害(F6)

ケ　精神遅滞(F7)

コ　心理的発達の障害(F8)

サ　小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F9)

3　レセプト等の分析及び対象者リストの作成における要件

レセプト等の分析及び対象者リストの作成に当たり、以下の要件を満たす必要があるため、『医療費分解解析装置、医療費分解解析方法およびコンピュータプログラムに関する特許（特許第4312757号）』並びに、レセプトの傷病名欄に記載されている傷病名のうち治療中の傷病名だけを識別できる特許（特許第5992234号）を用いることとする。従って、受注者は所定の納期内に先に記述の特許第4312757号の使用権を有する必要がある（所有権を有する必要はない）。

(1) レセプト等の分析における要件

ア　東広島市において、ケースワーカー等が行う指導等の計画立案及び計画立案を元に実施された指導等の効果測定を定量的に行うために、レセプトより患者個人ごとの傷病コード単位での医療費を所定の期間内に分解解析すること。

イ　医療費の分解解析の精度に関して、専門の医療従事者がレセプトより医療費を分解解析した精度と同等であることが第三者の学術機関により証明されていることを示すこと。

ウ　第７に記載する「提供するデータ」を元に、第６に定める期間内に医療の分解解析する必要があるため、医療費の分解解析にはコンピュータプログラムを用いること。

エ　医療費等の分析において、今後経年での推移を元に分析と計画立案を行うため、データベースを構築し、連続性と分析結果の再現性を求めるものとする。従って、定期的に改定される国際疾病分類（ICD）単位での医療費の分解解析方法及び医療費分配法（PDM法）による医療費の分解解析方法を用いることは認めない。

(2) 対象者リストの作成における要件

ア　対象者リストの作成に当っては、第６に定める期間内に行うものとし、ケースワーカー等が行う指導等において、指導対象者として不適切な対象者が混入する等の瑕疵がないようにする必要がある。従って、レセプトの摘要欄に記載の処置、処方、検査等を元に患者の医療の状況を把握する解析技術を有していること。

イ　対象者リストの精度に関して、専門の医療従事者がレセプトより対象者選定した精度と同等であることが第三者の学術機関により証明されていることを示すこと。

ウ　第７に記載する「提供するデータ」を元に、第６に定める期間内に医療の分解解析する必要があるため、医療費の分解解析にはコンピュータプログラムを用いること。

第６　スケジュール

レセプト等の分析を令和２年２月までに行い、対象者リストの作成を令和２年１月までに行うものとする。なお、効果測定については、期間、測定方法等発注者と別途協議

するものとする。

第７　提供するデータ

１　生活保護受給者に係るレセプト

平成３０年４月から平成３１年３月診療分まで（１年分１回提供）

２　被保護者データ及び医療券情報

１に記載するレセプト期間中の被保護者情報及び医療券発行情報

第８　委託の条件

１　情報セキュリティの確保

この契約を履行するに当たり、個人情報を含む発注者の情報資産の取扱いについては、第９の個人情報保護・セキュリティ要件に定める事項のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

２　プライバシーマーク等

プライバシーマーク及びＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１（ＪＩＳＱ２７００１）認証を取得していること。また、最新の状態を保持するものとし、更新する場合は、登録証の写しを発注者に提出する。

３　トラブル発生時の対応

不測のトラブルの発生に際しては、事業所内のバックアップ体制が整っており、迅速な対応ができること。

４　分析等実績

(1) 令和元年度又は過去10年度の間に地方自治体における医療費等の分析及び効果測定の実績があること。

(2) 実績にはレセプト点検業務を含めないこと。

第９　個人情報保護・セキュリティ要件

１　本市の情報セキュリティ基本方針及び対策基準を十分に理解、順守すること。

２　受注者の責任者及び実施者は、業務開始前に「機密保持等に関する誓約書」を発注者に提出する。

３　処理作業現場のセキュリティシステムが完備されていること。具体的には、入室制限、機械警備システム、監視カメラ、有人監視、ＩＤカード等による記録・管理を実施していること。

４　この業務で使用するデータ及び印刷物の個人情報が外部に漏れることのないよう、その運搬及び保管に関しては十分注意する。

５　個人情報を含む磁気媒体の授受及び搬送を行う際は、書面（送付書、受領書）にて確認の上、鍵付ケース等に格納し、目的地まで直行する。

６　レセプト及び点検結果ＣＳＶについては、暗号化又はパスワードを設定する等の方法

により、個人情報の漏えいを生じないように十分な対策を施す。なお、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わない。

7　履行期間終了後、貸与されたデータを発注者に返却し、サーバ内のディスクに保存されたデータについては全て消去するとともに、完了した旨を発注者に書面により報告する。報告書の様式は任意とする。

第10　その他

1　業務の再委託は行わない。ただし、データの授受及び搬送に関する業務については、発注者と協議の上、再委託することができる。

2　効果、傾向、改善点等について資料を作成し、随時発注者に対し報告する。

3　本業務に係るデータ処理、システム利用、システム設定、受注者が発注者の事務所に持ち込む磁気媒体及び鍵付ケース、事務用品・図書の購入、民間の輸送サービスに係る経費については、委託料に含めるものとする。

4　この仕様に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上業務を行うものとする。

第11　問い合わせ先（発注担当課）

東広島市健康福祉部　社会福祉課　保護第１係または保護第２係

電　話　（082）420-0405

ＦＡＸ　（082）423-8065

東広島市被保護者レセプト調査・分析等業務　仕様書

No.	品名（規格）	単価(円)	数量	金額(円)	備考
1	レセプトデータ化		1回		
2	ポテンシャル分析作成【生活保護向け】		1回		
3	指定難病対象者分析サービス：対象者リスト		1回		
4	自立支援医療対象者分析サービス		1回		
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
計					
消費税					
合計					